○国土交通省告示第七百八十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成三十年六月十九日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成三十年六月二十八日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5289号	救命胴衣灯	M4－A	Daniamant A／S	Industrivej 24, 1. Slangerup Kingdom of Denmark
第5290号	〃	W4－A	〃	〃

○関東地方整備局告示第二百号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成三十年六月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

関東地方整備局長　泊　宏

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
渋川市中村字久保田一二九番五から同市白井字北中道二三八四番一まで	前	A　二〇・二七～一一四・六五メートル B　一七・四二～三六・〇六キロメートル C　八四・六〇～一・八〇六	上記A・B及びCは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　二〇・二七～一一四・六五メートル B　一七・四二～三六・〇六キロメートル C　三一・七〇～一〇九・一〇	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二百一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成三十年六月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

関東地方整備局長　泊　宏

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
大月市初狩町中初狩字神戸南八七八番一から同市初狩町中初狩字上野原一一三一番地先まで	前	八・二〇～一二・四〇メートル
	後	一一・二〇～一五・八〇〇・二〇三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二百二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成三十年六月二十八日

関東地方整備局長　泊　宏

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
山梨県南巨摩郡富士川町鰍沢字林際四九〇四番一から同町鰍沢字林際四九三〇番三まで	前	八・四〇～一一・〇〇メートル
	後	八・八〇～一三・八〇〇・一六一キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○中国地方整備局告示第六十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年六月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年六月二十八日

中国地方整備局長　川崎　茂信

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
周南市大字夜市字大坪二九九四番三から同市大字夜市字大坪三〇〇一番一まで	前	三六・〇〇～三六・五〇メートル
	後	三六・〇〇～三八・〇〇〇・〇〇六キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第六十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年六月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年六月二十八日

中国地方整備局長　川崎　茂信

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	周南市大字夜市字大坪二九九四番三から同市大字夜市字大坪三〇〇一番一まで	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成三十年六月二十八日